第四号の二様式注1中「本籍」を「以下」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年国土交通省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「滅失し、又はき損した」を「滅失し、紛失し、又は毀損した」に改め、同条第二項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第三項中「滅失した」を「滅失し、又は紛失した」に改める。

附則第八条第三号中「滅失した」を「紛失した」に改める。

第三条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則目次の改正規定中「第十二条の三」を「第十二条の二の四十三」に改め、同令第十二条の十四の次に一章を加える改正規定のうち第十二条の十四の十第一項に係る部分中「滅失し、又はき損した」を「滅失し、紛失し、又は毀損した」に改め、同条第三項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第四項に係る部分中「滅失した」を「滅失し、又は紛失した」に改め、同改正規定のうち第十二条の十四の十一第二号に係る部分中「滅失した」を「紛失した」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第二第二号の表第四号上欄に規定するふん尿又は汚水の排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして国土交通省令で定める船舶には、平成二十八年十二月三十一日以前に建造され又は建造に着手された船舶は、含まれないものとする。

告　示

○外務省告示第四百九十三号

平成二十八年一月二十一日にサンティアゴで署名された所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約について、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換が、平成二十八年十二月二十八日に東京にて行われた。よって、同条約は、その第二十九条1の規定に従い、同日に効力を生じた。

平成二十八年十二月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○農林水産省告示第二千五百七十三号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
佐賀県佐賀市	平成二十九年一月一日
福岡県久留米市 那珂川町	平成二十九年四月一日

○農林水産省告示第二千五百七十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定に基づき、同項に規定する指定市町村を次のとおり指定したので、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第十三条の三第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
福岡県久留米市 那珂川町	平成二十九年四月一日

○農林水産省告示第二千五百七十五号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十六年七月一日農林水産省告示第八百六十七号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

「

表第一の項中

一　次に掲げる漁具のうち少なくとも二以上の種類の漁具を使用し、かつ、イからニまでに掲げる漁具のうち少なくとも一以上の種類の漁具を使用しなければならない。ただし、イに掲げる漁具を使用する場合又はハに掲げる漁具を幹縄を中心として両側に設置する場合は、二種類の漁具を使用したものとみなす。

イ　舷側吹流し装置及び加重枝縄を併用した舷側投縄

ロ　夜間投縄

ハ　吹流し装置（標準型）又は吹流し装置（軽量型）

ニ　加重枝縄

ホ　青色染色餌

ヘ　投縄機

ト　残さ排出管理

二　前号に掲げる漁具については、それぞれ次に掲げる方法により使用しなければならない。

」